

管理研究棟他受変電設備定期点検作業
仕様書

令和8年4月

国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構
六ヶ所フュージョンエネルギー研究所
管理部 工務課

1. 件名

管理研究棟他受変電設備定期点検作業

2. 目的

本作業は、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構（以下「QST」という。）六ヶ所フュージョンエネルギー研究所の管理研究棟他受変電設備について、六ヶ所フュージョンエネルギー研究所電気工作物保安規程に基づき、電気工作物の保安確保に万全を期するため、定期点検及び消耗部品の交換を実施するものである。

3. 納期

令和8年11月30日

4. 作業予定日時

原則、本作業については下記の日程で実施すること。

令和8年9月19日 8:00～17:00

令和8年9月20日 8:00～17:00

令和8年9月21日 8:00～17:00

ただし、悪天候等の止むを得ない事情が発生し、点検作業を実施できない場合においては、QST 監督職員と対応を協議の上でその決定に従うこと。

5. 作業実施場所

青森県上北郡六ヶ所村大字尾駸字表館2番地166

QST 六ヶ所フュージョンエネルギー研究所

管理研究棟（電気室）、計算機・遠隔実験棟（電気室/計算機補機室）、
原型炉 R&D 棟（電気室）、IFMIF/EVEDA 開発試験棟（屋外）、研修・食堂棟（屋外）、
共同研究棟（電気室）、ブランケット工学試験棟（電気室）、中央受電所（配電盤室）

6. 業務内容

(1)-1 対象設備

ア. 管理研究棟 受変電設備（添付-1, 2, 9, 16 参照）

(1)-2 作業項目

- ア. 受変電設備外観点検
- イ. 接地導通試験及び接地抵抗測定（TT 接地系の各接地極）
- ウ. 高圧回路絶縁抵抗測定
- エ. 機器動作確認
- オ. VCB 一般点検（F14 系：1 台）
- カ. 高圧幹線ケーブル絶縁抵抗測定
- キ. 受変電設備内外清掃
- ク. 電線入線部増縮点検

(2)-1 対象設備

ア. 計算機・遠隔実験棟 建屋系 受変電設備（添付-1, 3, 10, 17-1 参照）

(2)-2 作業項目

- ア. 受変電設備外観点検
- イ. 接地導通試験及び接地抵抗測定（TN 接地系の系統接地極及び各個別接地極）
- ウ. 高圧回路絶縁抵抗測定
- エ. 機器動作確認
- オ. VCB 一般点検（F12 系：5 台、F13 系：5 台）
- カ. 高圧幹線ケーブル絶縁抵抗測定
- キ. 受変電設備内外清掃
- ク. 電線入線部増縮点検

(3)-1 対象設備

- ア. 計算機・遠隔実験棟 装置系 受変電設備 (添付-1, 3, 10, 17-2 参照)
- (3)-2 作業項目
- ア. 受変電設備外観点検
 - イ. 接地導通試験
 - ウ. 高圧回路絶縁抵抗測定
 - エ. 機器動作確認
 - オ. 高圧幹線ケーブル絶縁抵抗測定
 - カ. 受変電設備内外清掃
 - キ. 電線入線部増締点検
- (4)-1 対象設備
- ア. 原型炉 R&D 棟 受変電設備 (添付-1, 4, 11, 18 参照)
- (4)-2 作業項目
- ア. 受変電設備外観点検
 - イ. 接地導通試験及び接地抵抗測定 (TT 接地系の各接地極)
 - ウ. 高圧回路絶縁抵抗測定
 - エ. 機器動作確認
 - オ. VCB 一般点検 (F15 系 : 5 台)
 - カ. 高圧幹線ケーブル絶縁抵抗測定
 - キ. 低圧幹線ケーブル絶縁抵抗測定
 - ク. EG 幹線ケーブル絶縁抵抗測定
 - ケ. 保護継電器試験
 - コ. 保護連動試験
 - サ. シーケンス試験
 - シ. 受変電設備内外清掃
 - ス. 電線入線部増締点検
- (5)-1 対象設備
- ア. IFMIF/EVEDA 開発試験棟 建屋系 受変電設備 (添付-1, 5, 12, 19-1 参照)
- (5)-2 作業項目
- ア. 受変電設備外観点検
 - イ. 接地導通試験及び接地抵抗測定 (TN 接地系の系統接地極及び各個別接地極)
 - ウ. 高圧回路絶縁抵抗測定
 - エ. 機器動作確認
 - オ. VCB 一般点検 (F11 系 : 6 台)
 - カ. VCB 精密点検 (F21 系 : 5 台、F22 系 : 6 台)
 - キ. 高圧幹線ケーブル絶縁抵抗測定
 - ク. 低圧幹線ケーブル絶縁抵抗測定
 - ケ. EG 幹線ケーブル絶縁抵抗測定
 - コ. 保護継電器試験 (F21、F22 系)
 - サ. 保護連動試験 (F21、F22 系)
 - シ. シーケンス試験 (F21、F22 系)
 - ス. 受変電設備内外清掃
 - セ. 電線入線部増締点検
- (6)-1 対象設備
- ア. IFMIF/EVEDA 開発試験棟 装置系 受変電設備 (添付-1, 5, 12, 19-2 参照)
- (6)-2 作業項目
- ア. 受変電設備外観点検
 - イ. 接地導通試験
 - ウ. 高圧回路絶縁抵抗測定
 - エ. 機器動作確認
 - オ. 高圧幹線ケーブル絶縁抵抗測定
 - カ. 低圧幹線ケーブル絶縁抵抗測定

- キ. 保護継電器試験 (F21 系)
- ク. 保護連動試験 (F21 系)
- ケ. シーケンス試験 (F21 系)
- コ. 受変電設備内外清掃
- サ. 電線入線部増締点検

(7)-1 対象設備

- ア. 研修・食堂棟 受変電設備 (添付-1, 6, 13, 20 参照)

(7)-2 作業項目

- ア. 受変電設備外観点検
- イ. 接地導通試験及び接地抵抗測定 (TT 接地系の各接地極)
- ウ. 高圧回路絶縁抵抗測定
- エ. 機器動作確認
- オ. 高圧幹線ケーブル絶縁抵抗測定
- カ. 低圧幹線ケーブル絶縁抵抗測定
- キ. 受変電設備内外清掃
- ク. 電線入線部増締点検

(8)-1 対象設備

- ア. 共同研究棟 受変電設備 (添付-1, 7, 14, 21 参照)

(8)-2 作業項目

- ア. 受変電設備外観点検
- イ. 接地導通試験及び接地抵抗測定 (TT 接地系の各接地極)
- ウ. 高圧回路絶縁抵抗測定
- エ. 機器動作確認
- オ. VCB 一般点検 (F26 系 : 4 台)
- カ. 高圧幹線ケーブル絶縁抵抗測定
- キ. 受変電設備内外清掃
- ク. 電線入線部増締点検
- ケ. 交換部品

No	品名	仕様、型式等	数量	備考
1	操作用非常電源バッテリー	ルナライト BU24120 適合品 仕様 : 容量 1200mAh、電圧 12V	1 台	

(9)-1 対象設備

- ア. ブランケット工学試験棟 受変電設備 (添付-1, 8, 15, 22 参照)

(9)-2 作業項目

- ア. 受変電設備外観点検
- イ. 接地導通試験及び接地抵抗測定 (TN 接地系の系統接地極及び各個別接地極)
- ウ. 高圧回路絶縁抵抗測定
- エ. 機器動作確認
- オ. VCB 一般点検 (F25 系 : 5 台、F27 系 : 3 台)
- カ. 高圧幹線ケーブル絶縁抵抗測定
- キ. 低圧幹線ケーブル絶縁抵抗測定
- ク. 保護継電器試験
- ケ. 保護連動試験
- コ. シーケンス試験
- サ. 受変電設備内外清掃
- シ. 電線入線部増締点検
- ス. 交換部品

No	品名	仕様、型式等	数量	備考
1	操作用非常電源バッテリー	エヌケーシーNK2410S 適合品 仕様 : 容量 500mAh、電圧 24V	4 台	

(注記)

VCB 一般点検：外観点検、絶縁抵抗測定、清掃、注油、開閉確認

VCB 精密点検：VCB 一般点検、真空度測定、開閉極速度試験

7. 作業に必要な資格等

特になし。

8. 提出書類

下表に示す書類を提出すること。提出後に変更の必要性が生じた場合は速やかに再提出することとし、確認が必要な書類は確認が終わるまで関連作業を中止するものとする。

書類名	提出 総数	返却 (内数)	確認*1	指定 様式	期 限
総括責任者届	2	(1)	不要	有	契約後速やかに
従業員就業届	1	-	不要	有	作業開始 3 営業日前
再委託承諾願*2	1	-	要	有	その都度
作業計画書*3	2	(1)	要	有*4	作業開始 1 週間前
安全衛生チェックシート	1	-	要	有	〃
リスクアセスメント実施報告書	1	-	要	有	〃
作業日報	1	-	不要	有	作業日ごと
終了届*5	1	-	不要	無	作業完了後速やかに
作業報告書(作業写真含む)*6	1	-	不要	無	〃

* 1 「確認」は次の方法で行う。

QST 監督職員は、確認が必要な書類を受領した際に、受注者に確認の期限日を連絡する。修正が必要であると判断した場合は、当該期限日までに修正を指示するものとする。

* 2 再委託がある場合に提出する。QST 監督職員が確認後、書面にて回答する。

* 3 作業工程表（任意様式）と緊急時連絡体制表（指定様式）を添付する。

* 4 表紙は指定様式とし、本文は任意様式とする。

* 5 件名及び契約番号を記載すること。

* 6 作業写真は作業前・作業中・作業後・交換部品とする。作業中写真は作業項目を実施されていることが把握できるものとし、所見等がある場合は当該写真も添付すること。

9. 検査条件

「8. 提出書類」の確認及び本仕様書に定められた業務が実施されたことを、QST 検査職員が認めたときをもって検査合格とする。

10. 支給品・貸与品・撤去品

(1) 支給品

ア. 作業用電力及び水：QST 監督職員の指定する箇所に限り支給可（無償）
ただし、特別高圧受電停止期間は不可

(2) 貸与品

ア. 作業用土地：QST 監督職員の指定する指定箇所に限り貸与可（無償）

イ. 竣工図書：1 式

ウ. 各施設の変電設備毎にテストプラグ及び VCB 用リフター

(3) 撤去品(構内運搬)

指定品なし。

11. 取合作業

(1) 中央受電所電気設備定期点検作業

(2) 低圧分電設備定期点検作業

(3) QST が行う停復電操作等

12. 特記事項

- (1) 本作業は、関係法令、規則を遵守し、以下の基準等(最新版)に準じて実施すること。
 - ア. 労働基準法
 - イ. 労働安全衛生法
 - ウ. 電気事業法
 - エ. 電気設備技術基準
 - オ. 六ヶ所フュージョンエネルギー研究所電気工作物保安規程
 - カ. 六ヶ所フュージョンエネルギー研究所 諸規則
 - キ. その他 関係法令等
- (2) 受注者はQSTが量子科学技術の研究・開発を行う機関であるため、高い技術力及び高い信頼性を社会的に求められていることを認識し、QSTの規程等を遵守し、安全性に配慮し業務を遂行しうる能力を有する者を従事させること。
- (3) 受注者は業務を実施することにより取得した当該作業に関するデータ、技術情報、成果その他の全ての資料及び情報をQSTの施設外に持ち出して発表若しくは公開し、又は特定の第三者に対価を受け、若しくは無償で提供することはできない。ただし、あらかじめ書面によりQST監督職員に申請しQSTの承諾を受けた場合はこの限りではない。
- (4) 受注者は異常事態等が発生した場合、QST監督職員の指示に従い行動すること。
- (5) 受注者は火災・人身事故等が発生した場合、QSTの定める通報連絡基準に則り対応すること。
- (6) 構内は全面禁煙とする。
- (7) 交通法規を遵守することはもとより、作業現場周辺の交通に障害を与えないこと。万一生じた紛争は、受注者が自主的に解決するものとし、QSTは一切責任を負わない。
- (8) 作業に必要な機器類等は、受注者の責任において用意すること。
- (9) 撤去品の処分については、受注者の責任において適正に処分すること。
- (10) 作業に起因する第三者の苦情及び損害復旧については、受注者の負担と責任により遅滞なく実施すること。
- (11) 作業の際は、建物及び室内の器物等を毀損しないように注意すること。万一毀損した場合はQST監督職員の指示に従い、同等の材料にて復旧するものとする。以上の他、受注者の故意又は過失によりQST又は第三者に損害を与えた場合は、損害賠償等の措置を取ること。
- (12) 端子接続部の点検作業において、目視、触手等でボルト等の締付け確認を行うこと。なお、不備が確認された場合は、トルクレンチ又はトルクドライバーで増し締めを行い、合いマークを付けること。また、不備が確認された同盤内一区画のすべてを対象に、増し締めを行い、合いマークを付けること。合いマークの色については、QST監督職員に従うこと。
- (13) 本契約作業員及び「11. 取合作業」の作業員並びにQST職員等が、点検作業当日に使用する仮設便所(2台)を、受注者の責任において設置すること。なお、その設置場所は六ヶ所フュージョンエネルギー研究所内であってQST監督職員が指定する場所とし、作業終了の際は速やかに撤去すること。
- (14) 作業は「4. 作業予定日時」で定める時間で行う他、当日の作業終了ごとに原状復帰を原則とする。
- (15) 各建屋で作業を並行して行う場合は、各々に元請の作業指揮者を配置すること。

13. 総括責任者

受注者は本契約業務を履行するに当たり、受注者を代理して直接指揮命令する者として総括責任者を選任し、次の任務に当たらせるものとする。

- (1) 受注者の従事者の労務管理及び作業上の指揮命令
- (2) 本契約業務履行に関するQST監督職員との連絡及び調整
- (3) 受注者の従事者の規律秩序の保持及びその他本契約業務の処理に関する事項

14. グリーン購入法の推進

- (1) 本契約において、グリーン購入法(国等による環境物品等の調達に関する法律)に適用する環境物品(事務用品、OA機器等)が発生する場合は、これを採用すること。
- (2) 本仕様に定める提出書類(納入印刷物)については、グリーン購入法の基本方針に定める「紙類」

の基準を満たしたものであること。

15. 協議

本仕様書に記載されている事項及び記載のない事項について疑義が生じた場合は、QST 担当者と協議の上、その決定に従うものとする。

以上